

すすめよう 犯罪がおこりにくいまちづくり



犯罪の防止に配慮した
道路、公園、駐車場及び駐輪場の構造、設備等に関する指針

普及版

岩 手 県
岩手県公安委員会

はじめに

岩手県では、街頭での子どもへの声かけ事案や性犯罪が依然として多く、安心して歩けるまちづくりが望まれています。

岩手県では、犯罪のない社会を願う県民の意識の高まりを受け、平成19年4月に「岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を施行し、行政、県民、事業者のそれぞれが対策を講じつつ互いに連携・協力して、犯罪が起こりにくい環境づくりを行う取り組みを進めています。

この条例に基づき、道路や公園等の企画、設計、整備及び管理をする上で防犯上配慮してほしいことを「犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の構造、設備等に関する指針」としてとりまとめました。

この指針を、イラストなどを用いてわかりやすくまとめましたので、これを参考に、地域の実情に応じた取り組みをすすめていただきたいと思います。

この指針は、防犯のための次の視点に配慮しています。

周囲からの見通しの確保 監視性の確保	死角を解消し、防犯のための照度を確保して周囲からの見通しを確保し、犯罪を行いにくくします。
犯罪を企てる者の接近防止 接近の制御	歩車道や敷地などを区分して、犯罪を企てる者が被害の対象となる人や物に近づきにくくします。
住民の地域への帰属意識向上 領域性の強化	住民が植栽の管理や清掃活動に参加するなどして地域の絆を強め、コミュニティの力で犯罪者が入りにくい領域をつくれます。

道路

照明

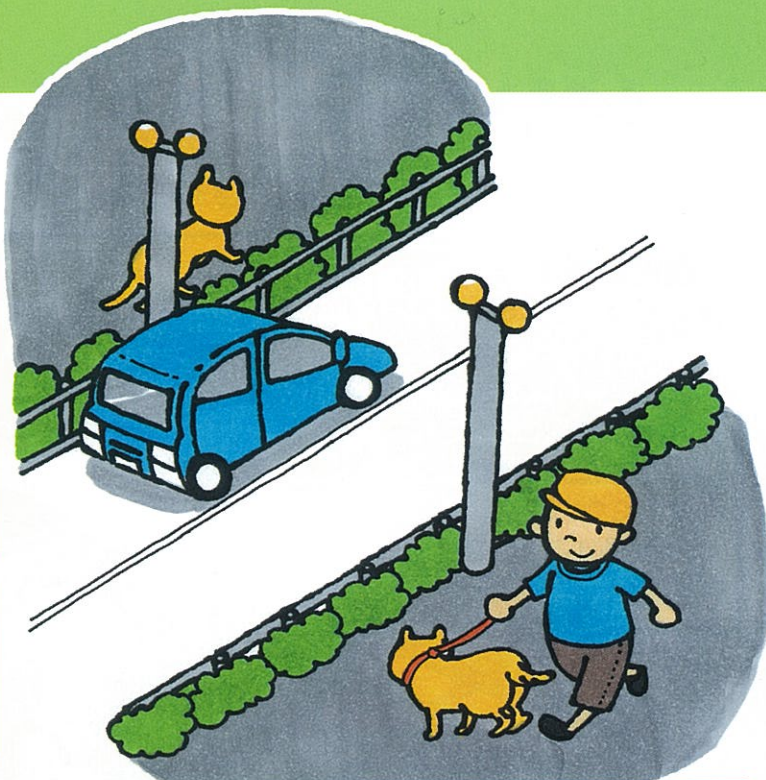
- 夜間においては、防犯灯等で、人の行動を視認できる照度（3ルクス以上：下表参照）を確保する
- 防犯灯等の新增設が難しいときには、沿道住民の理解と協力を得て、門灯等の活用を検討する

歩車道の分離

- 歩道と車道は縁石によって分離された構造を基本とし、必要に応じて防護柵や植樹帯を設置する

植栽等

- 道路における植栽は、通行人や周辺住民からの見通しをさまたげないように、配置や樹種の選定に留意するとともに、適切に維持管理する
- 植栽等の管理や落書き消し、清掃活動等において、できる限り住民参加を促進し、地域への帰属意識の醸成に努める

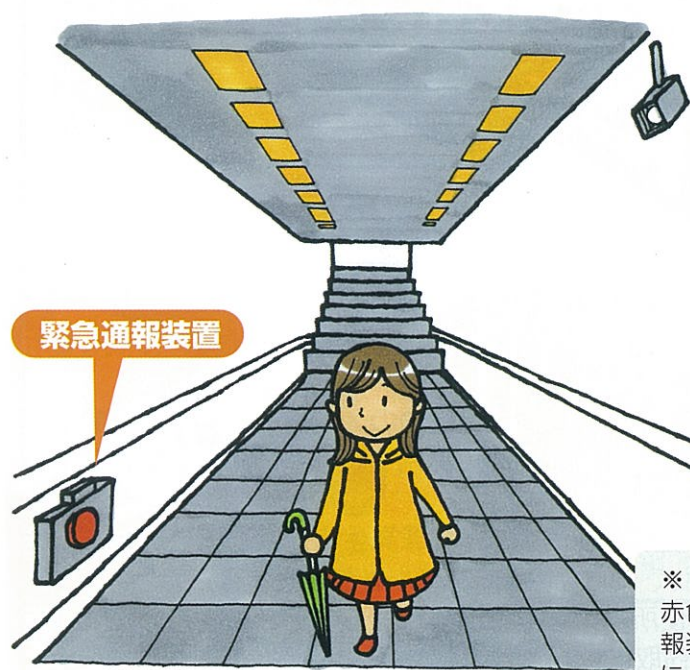


通学路での通報場所・通報装置

- 通学、通園の用に供されている道路の周辺においては、子ども110番の家の設置を促進するなど、非常時の避難場所・通報場所を確保する。また、必要に応じて非常ベル、緊急通報装置※などを設置する

地下道

- 地下道は、人の行動を視認できる照度（3ルクス以上）を確保するとともに、必要に応じて、防犯カメラ、非常ベル※その他の防犯設備を設置する



※「非常ベル」とは、ボタンを押すことによりベルが吹鳴し、赤色灯が点灯する等の機能を有する装置をいい、「緊急通報装置」とは、緊急時において通報者がボタンを押すことにより、警察官等と音声による通話ができる装置をいいます。

照度に関する基準	適用場所	平均水平面照度	識別の程度
人の顔、行動を明確に識別できる	公衆便所	50ルクス以上	10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるかわかる
人の行動を視認できる	道路・地下道・公園・駐車場 駐輪場	3ルクス以上	4メートル先の人の挙動、姿勢が視認できる

※平均水平面照度とは、床面又は地面におけるおおよその平均照度である。

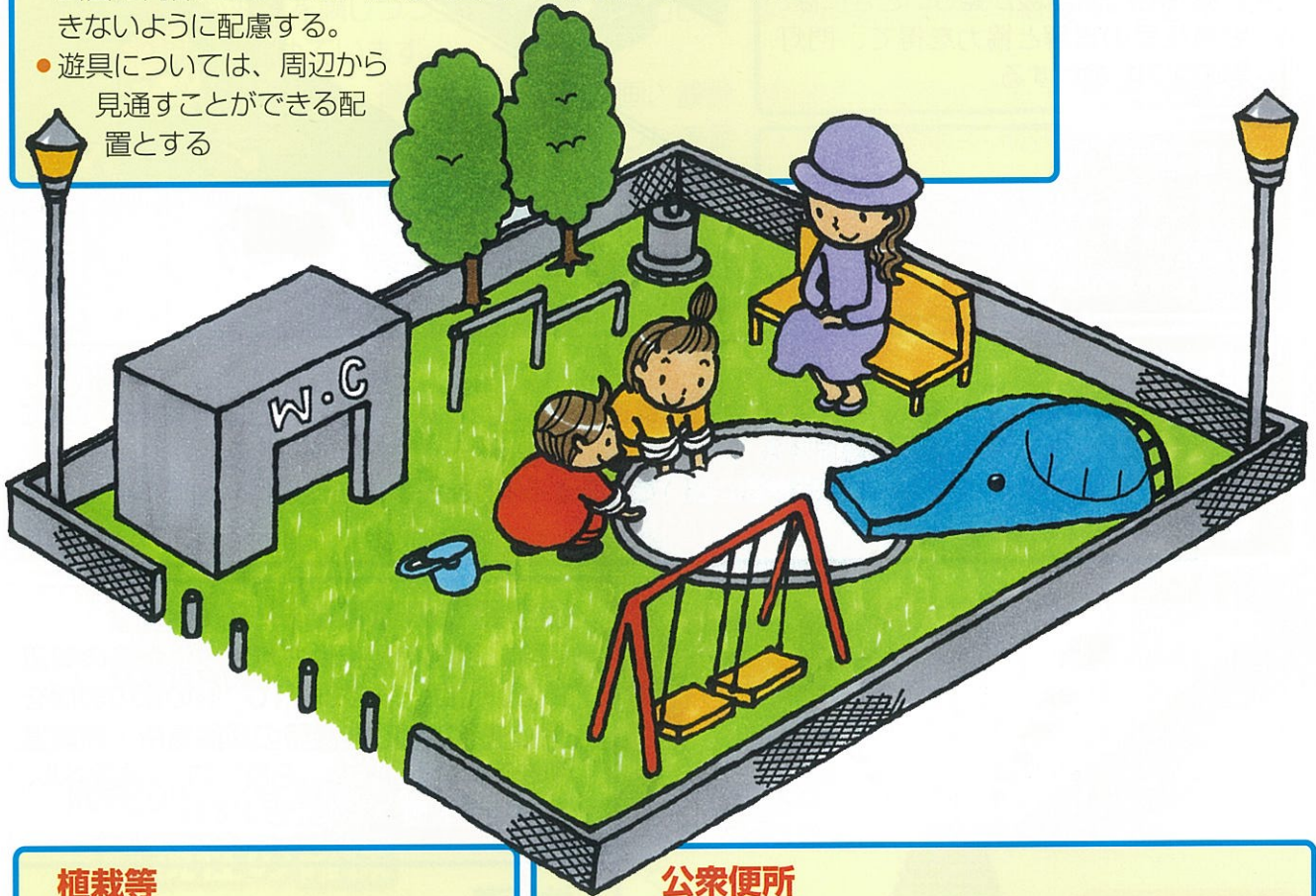
公園

園内の見通し

- 公園の外周は柵等により周囲と区分し、出入口には車両侵入防止用柵を設置する
また、柵等はできる限り見通しのよいものとする
- 公園の内部においても、植栽、遊具、公衆便所等により見通しの悪い空間ができないように配慮する。
- 遊具については、周辺から見通すことができる配置とする

照明設備

- 夜間において人の行動を視認できるように、光害にも注意しつつ防犯灯等により必要な照度（3ルクス以上）を確保する



植栽等

- 公園における植栽は、通行人や周辺住民からの見通しをさまたげないように、配置や樹種の選定に留意するとともに、適切に維持管理する
- 植栽及び公衆便所の管理や落書き消し、清掃活動等において、できる限り住民参加を促進し、地域への帰属意識の醸成に努める

公衆便所

- 公衆便所は、周囲の道路、住宅等からの見通しが利く場所に設置する
- 公衆便所については、建物の入口付近及び内部において人の顔、行動を明確に識別できる程度の照度（50ルクス以上）を確保する
- 公衆便所の各個室など犯罪発生の危険が大きいものについては、できる限り非常ベル※を設置する
- 公衆便所内の個室は、外部からのぞき見され、又は所持品を窃取されることのない構造とする

通報場所・通報装置等

- 公園周辺には子ども110番の家の設置を促進するなど、非常時の避難場所・通報場所を確保する。
また、公園内には、必要に応じて非常ベル※、緊急通報装置※等を設置する

※「非常ベル」とは、ボタンを押すことによりベルが吹鳴し、赤色灯が点灯する等の機能を有する装置をいい、「緊急通報装置」とは、緊急時において通報者がボタンを押すことにより、警察官等と音声による通話ができる装置をいいます。

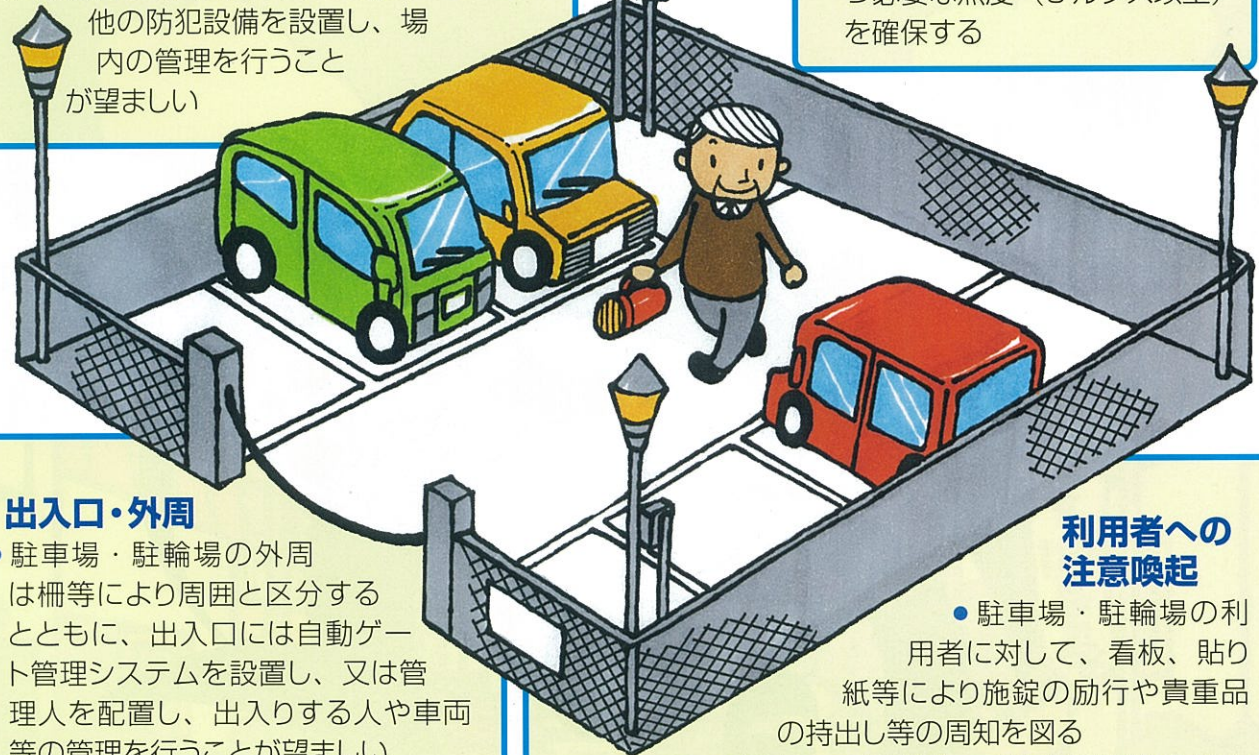
駐車場・駐輪場

場内の見通し

- 駐車場・駐輪場の外周の柵等はできる限り見通しのよいものとするとともに、管理人が常駐若しくは巡回し、又は防犯カメラその他の防犯設備を設置し、場内の管理を行うことが望ましい

照明設備

- 夜間において人の行動を視認できるように、光害にも注意しつつ必要な照度（3ルクス以上）を確保する

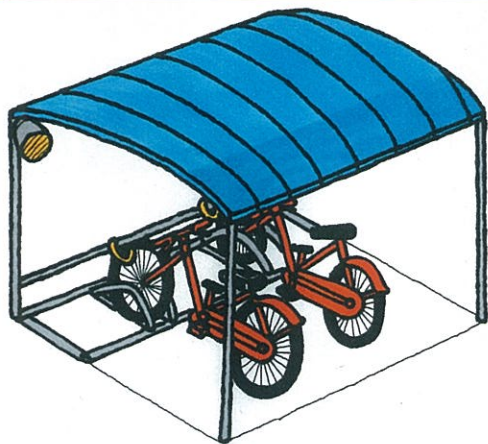


出入口・外周

- 駐車場・駐輪場の外周は柵等により周囲と区分するとともに、出入口には自動ゲート管理システムを設置し、又は管理人を配置し、出入りする人や車両等の管理を行うことが望ましい

利用者への注意喚起

- 駐車場・駐輪場の利用者に対して、看板、貼り紙等により施錠の励行や貴重品の持出し等の周知を図る
この場合、できる限り、管轄警察署から付近の犯罪発生状況等について情報を受け、駐車場・駐輪場利用者に対する広報等に活用する



駐輪設備

- 駐輪場においては、可能な限りチェーン用バーラック※、サイクルラック※等を設置し、駐輪場利用者にもその利用を呼びかける
- 駐車場又は駐輪場を新設し、若しくは改築しようとする場合には、必要に応じて、管轄警察署から、防犯性の向上にかかる事項についての助言を求める

※「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、盗難を防止することができる設備をいいます。

「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区別されているラックをいいます。

参考:防犯カメラについて

- ① 防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯意の抑制の観点から、有効な位置、台数及び監視体制の在り方を検討して適切に配置する。
- ② 防犯カメラを設置した場合には、明確かつ適切な方法で、その旨を表示する。
- ③ 防犯カメラを設置し、運用し、及び管理する者は、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し、適切な対応を行う。

なくそう**犯罪** ふやそう**笑顔**
みんな大好き**岩手県**



セーフティいわて あんあん

平成20年3月発行

編集・発行

岩手県環境生活部環境生活企画室 県民生活安全担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
TEL 019-629-5330~1 FAX 019-629-5334

安全安心まちづくりホームページのURL

岩手県公式ホームページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) →くらし→安全→治安・防犯